

(別紙)

ロシア向け輸出水産食品の取扱要領

1. 趣旨

本要領は、我が国からロシアに輸出される水産食品の証明書の発行について、証明書発行機関及び魚病検査機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ロシア向け輸出水産食品：我が国からロシアに輸出される別添1に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 登録施設：ロシア向け輸出水産食品を最終加工する施設若しくは最終保管する施設又はロシア向け輸出水産動物を養殖している施設であって、本要領に基づき登録された施設
- (3) 監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書：ロシア向け輸出水産食品のための動物・食品衛生証明書
- (7) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：施設登録者の製品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の手続に従い厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関
- (10) 魚病検査機関：別添3の手続に従い農林水産省消費・安全局長により認定された魚病に係る検査機関

3. 輸出手続の概要

(1) 施設の登録

ロシア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては、最終保管）する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。）は、4.（1）のいずれかに適合することを証する書類を添付して、

証明書発行機関あてに登録確認申請を行う。証明書発行機関は当該申請が登録施設の要件に適合することを確認（必要に応じて監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が当該確認を行う。）した上で、登録申請書を加工流通課に送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が登録を行う。

（２）証明書の発行手続

輸出者は、登録施設のロシア向け輸出水産食品について、６．（２）の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合には、輸出者に対して証明書を発行する。

４．施設の登録

（１）登録施設の要件

登録施設の要件は下記のいずれかに該当する施設とする。

- ① 食品衛生法第５２条に基づく営業許可を有する施設
- ② 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設
- ③ 「対中国輸出水産食品の取扱いについて（平成２５年１０月１７日付け食安発１０１７第１号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく登録施設
- ④ 「対ＥＵ輸出水産食品の取扱いについて（平成２１年６月４日付け食安発第０６０３００１号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、２１消安第２１４８号農林水産省消費・安全局長通知、２１水漁第１７５号水産庁長官通知）」又は「「水産庁による対ＥＵ輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」（平成２６年９月１１日付け２６水漁第８１７号水産庁長官通知）」に基づく認定施設又は登録施設等
- ⑤ 「対米輸出水産食品の取扱いについて（平成２０年６月１６日付け食安発第０６１００３号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく認定施設
- ⑥ 登録時より２年前から持続的養殖生産確保法（平成１１年法律第５１号）第２条第２項の特定疾病（以下「特定疾病」という。）が発生していない養殖漁場

（２）登録施設の登録確認手続

登録施設の申請は、ロシア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあ

っては最終保管)する者が、別紙様式1により証明書発行機関あて登録確認申請を行う。

登録確認申請を受理した証明書発行機関は(1)の登録施設の要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、①及び②については営業許可証又は届出書の写し等、③から⑤については厚生労働省又は農林水産省のホームページにより、⑥については畜水産安全管理課に確認し、問題がない施設については証明書発行機関が登録確認番号を付して、加工流通課に別紙様式2にて登録申請を行う。

なお、「登録確認番号」は、施設ごとにRUに続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に登録確認施設の番号を0001から付すこと(例：RU〇〇0001)。また、登録確認施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(Cold Storage facilitiesを意味するもの)を、養殖施設((1)のカ)の場合にはAC(Aquaculture facilities)を末尾に付す(例：RU〇〇0001CS)。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

(3) 登録番号の付与・公表の手続

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の登録申請書に基づき、当該施設に登録番号を付与し、監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を登録する旨を連絡する。連絡を受けた監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設登録申請者にそれぞれその旨を連絡する。

なお、加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請・公表の手続

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式3により登録変更確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録変更申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録変更の手続をとる。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式4により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録廃止申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録施設の廃止の手続をとる。

登録施設の変更及び廃止の連絡及び公表は、(3)の規定を準用する。

(5) 登録の取消し等

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、以下のいずれかに該当した場合は、登録施設の取消しを行うことができる。

- ① 登録施設が(1)の要件に合致しなくなったことが判明したとき
- ② 登録施設が不正な手続により登録を受けたものであることが判明したとき
- ③ 施設登録者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき
- ④ その他相当の理由があると認めるとき

登録の取消しの連絡及び公表は、(3)の規定を準用する。

5. 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則(平成11年農林水産省令第31号)第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、6.(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添5の2.に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

6. 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う(③は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し
- ④ 5.の試験成績書(5.の検査を受けた場合のみ)

⑤ 食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書（ロシア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ）

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式6により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

(2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

- ① 4.(1)の①から⑤の規定により登録された登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること（②に該当する場合を除く。）
ふぐを輸出する場合にあつては、別添7の取扱いによるものであること。
- ② 4.(1)の⑥の規定により登録された登録施設で養殖されたものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）
- ③ 別添5の1.に規定する検査を行い、同5の1.(2)に掲げる検査基準を満たしているものであること。ただし、登録施設が、次のaからcまでのいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査及び標章の貼付確認（以下「官能検査等」という。）を省略することができる。
 - a. 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」又は「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
 - b. 「対米輸出水産食品の取り扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
 - c. 別添6に示す運用に基づく手続を実施していること。
- ④ 別添5の2.に規定する検査を行い、同5の2.(3)に掲げる検査基準を満たしているものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上覧に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）
- ⑤ 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること

(3) 証明書の発行

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び別紙様式5を保存する。

- ① 記載する用語については、基本的に英語記載とすること
- ② 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと
- ③ 証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

(4) 官能検査の強化

ロシアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、(2)③のaからcまでのいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって、別添5の1.(2)に掲げる検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課宛て報告し、改善されたと判断された場合にあっては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課との協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- ① 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- ② 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- ③ その他相当の理由があると認められる場合

(6) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行について、ロシア政府及び加工流通課長あて報告を行う。

7. その他

(1) 輸出者自らの衛生管理について

輸出者はロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ロシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めるものとする。

(2) 登録施設に対する調査

監視安全課は、畜水産安全管理課及び加工流通課と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(3) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は6.(1)による申請の審査にあたり、必要に応じ、輸出者及び魚病検査機関に対して6.(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ロシア向け輸出水産食品が6.(2)の要件を満たすかどうか調査を行うものとする。

(4) ロシア政府との協議

ロシア政府からの違反連絡等があった場合には、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課がロシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。